⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、主要な工事材料の積算数量を記載した「工事数量総括表」を、設計図書である特記仕様書の別表として新たに加えることで、契約事項として位置付ける試行工事である。「工事数量総括表」に記載した積算数量（以下「契約数量」という。）は、公共建築数量積算基準に基づき計測・計算された積算数量である。契約数量の扱い等については、特記仕様書（別表）「工事数量総括表」による。なお、「工事数量総括表」に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法は、設計図書と同様の扱いとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の㋐～㋒に掲げる基準を全て満たす新築又は増築のいずれかの工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）。

なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

同種工事：次の㋐～㋒に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。

なお、同種工事の㋐～㋒は同一工事・１棟の建物であること。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務室・会議室に類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積が、施設の延べ面積の過半を占める施設又は施設の延べ面積の過半に満たない施設にあっては、当該用途に係る室の面積が下記の㋒に示す延べ面積以上の施設を指すものとする。

※類する室：研修室、人文科学系の研究室

㋑　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積4,500㎡以上で地上４階建以上

※増築工事の実績の場合は、増築部分のみが上記㋐～㋒の基準を満たすこと。

⑹　下記３⑵①㋑に示す評価項目に対し、技術提案により施工する場合に提出する各々の技術提案（以下「技術提案書」という）、又は、標準案に基づいて施工する場合に提出する施工計画が、各々の評価項目に対する標準案（入札説明書参照）（以下「標準案」という）と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

②　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　下記⑵①㋑の技術提案により最大45点の加算点を与える。

③　下記⑵の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目

①　評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

(i)　工事目的物の性能・機能における技術提案に関する事項

・「コンクリートの品質向上対策」について

(ii)　社会的要請（環境の維持）における技術提案に関する事項

・「供用中の構内既存施設利用者等に対する環境対策」について

※㋐の項目で最大30点、㋑(i)の項目で最大25点、㋑(ii)の項目で最大20点の加算点とする。

⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）と同等以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）